(経済産業省)

制度	图 名	外国法人等の恒久的施設(PE)の適用範囲に係る所要の措置
税	目	所得税、法人税
要	に、商	住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器品先物取引の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を合には、当該サーバ等機器を恒久的施設(Permanent Establishment)と
望		よう所要の税制措置を講ずる。
Ø		
内		
		平年度の減収見込額 - 百万円 (制度自体の減収額) (一 百万円)
新	. ,	策目的 今融大圏・伝力は4 物質 して、乾朮馬米酸(2010 年 6 日間芸治力)に
設	おいて、	金融立国」に向けた施策として、新成長戦略(2010 年 6 月閣議決定)に 、「2013 年度までに証券・金融・商品の全てを横断的に一括して取り扱
		的な取引所創設を図る制度・施策の早期実施」が閣議決定されている。
拡		で、総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させる 投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から
充		呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実
又		とされている。 面でも、外国法人等が高速な取引のため国内に設置するサーバ等機器に
は		、課税対象の適正化を図り、海外からの資本を呼び込み市場流動性を高
延	めて、	我が国の産業を支える金融システムの強化を図る。
長	(参考)	
を		長戦略(2010 年 6 月 18 日閣議決定)(抜粋) 融分野における国家戦略プロジェクト
必	21. 総1	合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進
要		金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々 ・運営されているという現状に鑑み、2013 年度までに、この垣根を取り
٤	払い、:	全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図 ・施策の可能な限りの早期実施を行う。
す	総合	的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投
る		利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼 市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行するこ
理	とによ	り、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センター「新金融立国」を目指す。
由	200	「利业版业上型」 で 口 TH) ○

〇総合的な取引所検討チーム中間整理(平成22年12月22日金融庁・農林水産省・経済産業省)(抜粋)

論点4:税制について

総合的な取引所を魅力あるものとするためには、(中略)外国法人が高速な取引のため国内に設置するサーバーに関する税制についても、その適正化を図ることが重要。

(2) 施策の必要性

新成長戦略(平成22年6月閣議決定)で、「総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行する」とされたことを受け、PE課税についてもその課税の適正化を図ることが不可欠である。

海外から資本を呼び込み、市場流動性を高めるため、外国法人等が所有又は 賃借するサーバ等機器を恒久的施設(PE)とみなし、二重課税等の問題が生じ ている現状を改善し、外国法人等が日本で取引しやすい環境を整備することが 必要である。

今		政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	1. 経済成長			
回の	合	政 策 の 達成目標	商品先物市場への資金供給を円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国の産業を支える金融システムの強化を図る。			
要	理性	租税特別措 置の適用又	適用期限の定めのない措置を要望			
望		は延長期間 同上の期間 中 の 達 成	外国法人等が日本で取引しやすい環境を整備することによ り、商品先物市場への資金供給を促す。また、商品先物市場へ			
関		野田の産成日本の産成日本の産業の関係を表現しています。	の個人投資家の参加を促すことにより、商品先物市場の流動性 を確保する。			
連		達成状況	日本国内に事務所等を有しない外国法人等が、日本国内にサ			
す	有	世報 置の 適用見込み	一バ等機器を所有又は賃借して我が国商品取引所取引を行う場合に活用されることが見込まれる。			
る	効 性	要望の措置 の効果見込み (手段とし	外国法人等のサーバ等機器が恒久的施設とされないことにより、これまでPE課税を理由に我が国商品先物市場を利用できなかった外国投資家等が、我が国商品先物市場を活用すること			
事		での有効性)	が見込まれる。			
項	相性当	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし			

	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
	要望の措置 の 妥 当 性	新成長戦略においても、総合的な取引所創設に向け、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとすることが求められており、世界から資本を呼び込むためには、サーバ等機器の課税に対する問題を改善することが不可欠であるため、妥当な措置と考えられる。
これまでの記	租税特別 措 置 の 適用実績	(新設要望)
これまでの租税特別措置の	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	(新設要望)
る事項の適用実績に	前回要望時 の達成目標	(新設要望)
と効果に関連す	前回要望時 からの達し 度及び目標 に達してい ない場合の 理	(新設要望)
これまでの 要 望 経 緯		なし